

河川に関するよくある問合せ

① 河川保全区域に該当しますか？

⇒ 当事務所が所管している河川においては、河川保全区域を指定している河川はありません。

* 河川保全区域： 護岸や堤防などの河川管理施設を守るために、一定の制限を設けている区域のことです。

② 河川の近くで建築をしてもいいですか？

河川法に基づく許可等が必要な区域は、水の流れている部分とその両側の河川管理用通路に係る部分（河川区域）であり、民地において建物建築等される場合には許可は不要です。

③ 川で釣りをしてもいいですか？

⇒ 河川で釣りをするのは自由です。ただし、他の利用者の迷惑とならないよう注意してください。

④ 河川敷でたき火をしてもいいですか？

⇒ 直火でのたき火は禁止しています。

* 旧江戸川の浦安市舞浜エリアではたき火そのものを禁止しております。

⑤ 河川敷で花火をしてもいいですか？

⇒ 手持ち花火であれば、他の利用者や近隣にお住まいの方の迷惑とならない範囲で楽しむことは可能です。また、ゴミは持ち帰ってください。

* 旧江戸川の浦安市舞浜エリアでは花火そのものを禁止しています。

⑥ 河川敷でバーベキューをしてもいいですか？

⇒ バーベキューは自由にさせていただいて構いませんが、他の利用者や近隣にお住まいの方の迷惑とならないよう注意してください。また、直火でのバーベキューは禁止です。

火の取扱い、後始末には十分気を付け、ゴミは持ち帰ってください。

* 旧江戸川の浦安市舞浜地先では、花火・バーベキューなどの火気の使用はできません。

⑦ 河川敷でドローンを飛ばしたいが許可は要りますか？

⇒ 撮影等の業務の場合には、一時使用届出書を提出いただいています。案内図、飛行経路図、撮影内容等の企画書、航空局の許可・承諾書の写し等を届出書に添付して提出ください。

⑧ 河川敷で撮影をしたいが許可は要りますか？

⇒ 撮影等の業務の場合には、一時使用届出書を提出いただいています。
案内図、撮影方法、撮影内容等の企画書等を届出書に添付して提出ください。

⑨ 急傾斜地に該当しますか？

⇒ちば情報マップから、該当住所で検索し、急傾斜地崩壊危険区域に該当するかをご確認ください。

＜急傾斜地崩壊危険区域のリンクへの飛び方＞

ちば情報マップ＞防災情報＞土砂災害警戒区域等＞急傾斜地崩壊危険区域

※「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」とは異なりますのでご注意ください。